明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（内閣府四二）　一
〔省　令〕
○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（財務五七）　二
○商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行規則（経済産業四三）　四
〔告　示〕
○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（金融庁三七）　二
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（同三八）　三
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（同三九）　三
○関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件（財務二六〇）　三
○独立行政法人住宅金融支援機構法附則第七条第十三項の規定に基づき、主務大臣が定める債務及び当該債務の償還期限を定める件（財務・国土交通一）　三
○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（厚生労働・環境二）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一〇二〇）　三
○租税特別措置法施行令第二十二条の八第二十項第一号イ(4)及びロ(4)並びに第三十九条の五第二十一項第一号イ(4)及びロ(4)の規定に基づく経済産業大臣が財務大臣と協議して定める基準（経済産業二五七）　三
○高速自動車国道に関する件（国土交通八二七～八三二）　三
○租税特別措置法施行規則の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めた書類を定めた件（同八三三）　三
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（防衛一三九）　三
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一四〇）　三
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（同一四一～一四四）　三
○海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（同一四五）　三
○海上における地対空射撃試験を実施する件（同一四六）　三
○都市計画に関する件（東北地方整備局九一、九二）　三
○道路に関する件（中部地方整備局一〇四、一〇五）　三
○道路に関する件（四国地方整備局八四、八五）　三
○都市計画に関する件（九州地方整備局九八）　三
○道路に関する件（同九九、一〇〇）　三
○道路に関する件（北海道開発局八八、八九）　三
○高速自動車国道に関する件（同九〇）　三
〔公　告〕
諸事項　三
官庁
押収物還付、特恵関税、基本測量関係事項関係　三
裁判所
破産、免責関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、独立行政法人都市再生機構平成二十事業年度財務諸表、平成二十年度地方公営企業等金融機構財務諸表、沖縄振興開発金融公庫第三十七事業年度財務諸表、銀行等保有株式取得機構・全国商工会連合会平成二十事業年度決算、東日本高速道路株式会社工事開始、料金の額及び徴収期間の変更（東日本高速道路株式会社・中日本高速道路株式会社・西日本高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記関係　三
地方公共団体
公債抽せん（東京都区）、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六
会社その他
会社決算公告　一〇八
一〇九
一二

府　令

○内閣府令第四十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年七月三十一日

内閣総理大臣　麻生　太郎

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

第一条　この命令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第四十二号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十一年八月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十一年十月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。